

JETRO 人材育成セミナー

日中比較の観点から見た中国専利実務の留意点 ～専利法実施細則及び審理指南の改正を踏まえて～

外国法事務弁護士（中国法）・中国律師
弁理士（特定損害訴訟代理業務付記）・中国専利代理師資格

張 華威

知の空は、もっと高い。

NGB

講師紹介



張 華威 (Huawei ZHANG)

外国法事務弁護士（中国法）・中国律師

弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）・中国專利代理師資格

主な経歴

- 北京航空航天大学 ソフトウェア工学部 学士
- 中国人民大学 法律修士（一橋大学法学研究科に交換留学）
- 大学院卒業後、中国の大手法律事務所で中国弁護士兼中国弁理士として勤務
- 2014年に日本の弁理士登録後、2016年から日本での弁理士活動も開始

業務範囲

- ✓ 中国の特許、実用新案、意匠、営業秘密、著作権、育成者権、技術契約にまつわる権利化、審判、紛争解決
- ✓ 日本における特許、意匠、商標の権利化及び著作権、育成者権に関する相談

社会活動

- 日本弁理士会 常議員（令和4年度～） 国際活動センター
- 一橋大学ビジネスロー専攻 法務特別講義（中国特許）非常勤講師
- JIPA(関東機械金属部会)、JETROその他各種知財団体でのセミナー

本日の内容

1. 専利法実施細則及び専利審査指南の改正内容
2. 日中比較の観点から見た中国専利実務の留意点

1. 専利法実施細則及び専利審査指南の改正内容

中国専利法の改正



専利法第4次改正は**2021年6月1日**より既に施行されているが、一部の運用は実施細則の施行待ちの状態であった。
専利法実施細則及び専利審査指南は**2024年1月20日**に施行された。

実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）



- 信義則違反を審査対象に追加

信義誠実の原則に違反する場合は拒絶理由、無効理由に該当し、且つ10万元以下の過料が課される場合がある
具体的な態様は「**専利出願行為を規範する規定**」を基準として審査される

- PCT国内移行の場合の審査請求料の割引を廃止

欧州特許庁、日本特許庁、スウェーデン特許庁を国際調査機関とするPCT中国移行出願の**審査請求料割引規定を削除**

- 電子的に送達される通知および決定の期間の計算

発行日から15日後を受領日として推定する⇒**システムへのインポート日を送達日とする**

審判の指定期間は1ヶ月しか期限がなく、特に**無効審判における指定期間は延長ができない**ことに注意が必要

- 専利権評価報告書の請求要件の緩和

出願人、権利者、ライセンシーだけでなく、**被疑侵害者**も請求可能

出願人は登録を待つことなく、**登録料納付手続と同時に**請求が可能

被疑侵害者とは、**侵害訴訟の被告、行政摘発の被申立人、仲裁手続の当事者、弁護士による警告状の受取人、ECサイト苦情被申立人等**を指し、請求時に受理書、警告状、苦情通知書などの**証明書類**を提出する必要がある

⇒**同業他社というだけでは不十分**である可能性が高い

実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）



- 進歩性の判断基準の適正化

「最も近い従来技術」は、共通する特徴が最も多いものより、課題に関連するものを優先的に考慮すべきと明記
「最も近い従来技術」と異なる技術案の選択肢を提供することも課題として認められる場合があると明記
課題の認定は技術的効果に対応するものなければならない、区別的特徴そのものまたはそれに対する示唆又は暗示を含んではならないと明記

- サポート要件適用の厳格化

サポート要件違反を指摘する際は、「十分な」理由づけが必要であることを明記

- 部分意匠の審査基準の明確化

保護を求める部分の図面だけでなく、製品全体の図面の提出が必要
意匠にかかる物品の名称には、部分の名称も含まれていることが必要
優先権を利用して全体意匠と部分意匠の間で変更し、又は一の部分意匠を他の部分意匠に変更することは可
全体意匠から部分意匠への分割、又は一の部分意匠から他の部分意匠への分割は不可
全体意匠と部分意匠の間の補正、部分意匠の部分の補正は自発補正期間のみ可
全体意匠と部分意匠を類似意匠として一つの出願として認められる場合がある

実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）



- 出願書類の要件の緩和
人工知能が発明者となり得ないことを明記
発明者の変更は受理通知書を受け取ってから1か月以内に可能と限定
特許と実用新案の図面はモノクロでなければならない⇒必要に応じてカラー図面を提出可能
代表図を提出⇒代表図を指定
発明の名称は最高25字⇒必要に応じて最高60字もOK
- 分割手続の簡素化
親出願の副本及び親出願の優先権証明書のコピーの提出が不要となる
- 在外者が代理人を介さずに行える手続の明確化
在外者であっても、優先権証明書の提出、費用の納付、その他国家知識産権局が規定する手続について代理人を通じずにダイレクトに行うことができる

実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）



- 遅延審査
特許：審査請求時に請求し、1年、2年又は3年から選択して請求可能
実用新案：出願時に請求し、1年間請求可能
意匠：出願時に請求し、月単位で36ヶ月まで請求可能
遅延請求は取下げ不可⇒遅延請求は取下げ可能
- 実用新案と意匠の出願における実体的要件の審査
方式審査において、明らかな新規性欠如に加え、明らかな進歩性・明確区別性の欠如も審査する
- コンピュータ・プログラム製品の保護
方法または記憶媒体のみ⇒コンピュータプログラム製品についても保護が可能となる
- 職務発明の奨励金と報酬（約定及び職務発明取扱規程がない場合）
奨励金（登録時の一時金）：特許権は3000元⇒4000元、実用新案権・意匠権は1000元⇒1500元
報酬（実施に伴うランニング費）：「中華人民共和国科学技術成果促進転化法」による

実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）



- 引用による補充

出願日から2か月又は指定期間内に優先権の基礎から特許請求の範囲又は明細書を補充可能
特許請求の範囲又は明細書の一部を補充し、出願日を維持することも可能
分割出願の場合、優先権の回復・追加・補正を行った場合は適用不可
補充期限を徒過した場合でも回復不可

- 優先権の回復

特許又は実用新案の出願において、12か月の優先権期限経過後2か月以内であれば優先権の回復が可能
（国際出願の場合、国際出願日が優先権期限経過後2か月以内であり、
且つ国際段階で優先権の回復を請求せず又は優先権回復の請求が認められなかったときは、
国内移行時から2か月以内に優先権の回復の請求が可能）

- 優先権の追加及び補正

特許又は実用新案の出願において、既に優先権が主張されていれば、優先日から16か月以内または出願日から4か月以内に優先権主張の追加・補正が可能

- 新規性喪失の例外の拡充

「国に緊急状態または非常事態が発生したときに、公共の利益を目的として初めて公開する場合」を追加
「国务院関連主管部門が認可する国際組織が開催する学術会議、技術会議」を追加

実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）

- 復審請求期間を徒過した場合の権利回復
復審請求期限満了日から2か月以内に権利回復の請求が可能
- 復審手続における職権探知主義
復審において拒絶査定に示されていない明らかな欠陥について審査することができる
無効審判において、請求されていない明らかな欠陥について審査することができる
- 無効審判手続の適正化
無効審判の代理権の範囲を、特許代理機構、近親族、従業員、中華全国弁護士会が推薦する弁護士に限定
訂正は無効の請求又は合議体が指摘する無効理由に対するものに限られる
簡易的な事件については、口頭審理は主任審判官による単独審理を許容
- 開放許諾制度の具体的な規定
ライセンス料の納付方法と計算方式に関する簡単な説明（原則2000字以内）を提出
一時金である場合は、通常2000万元を超えてはならない
ロイヤリティである場合は、通常売上の40%または利益の20%を超えてはならない
ライセンスの実績があり、且つ届出をした場合のみ特許料の減額が可能
不正に特許料の減免を受けた場合は10万元以下の過料を課される場合がある

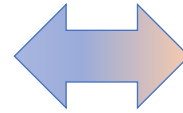
実施細則と審査指南の改正内容（重要点抜粋）

- 審査遅延による存続期間延長（PTA）の具体的な規定
 - ✓ 請求期限は設定登録の公告から3か月以内
 - ✓ 延長期間の計算式は「出願から4年かつ審査請求から3年を満了する日（基準日）から設定登録された日までの日数 - 合理的な遅延の日数 - 出願人による不合理な遅延の日数」
 - ✓ 合理的な遅延の日数：
 - 分割出願の場合は、分割出願日から4年且つ審査請求から3年を起算日とする
 - PCT国内移行の場合は、国内移行日から4年且つ審査請求から3年を起算日とする
 - ✓ 審査請求日：審査請求を行い且つ費用の納付が完了した時点をさす。ただし、審査請求日が出願公開日より前の場合は、公開日から起算。
- 薬事承認による存続期間延長（PTE）の具体的な規定
 - ✓ 請求期限は新薬の薬事承認の認可を受けた日から3か月以内
 - ✓ 延長期間の計算式は「出願日から新薬の中国において薬事承認の認可を受けた日までの日数-5年」、ただし延長期間は薬事承認の認可を受けた日からの合計存続期間が14年を超えない範囲で、5年間が上限
 - ✓ 延長期間中、特許の保護範囲はNMPAの薬事承認を経た新薬であり且つ認可された適応症についてのみ及ぶものとし、専利権者の権利義務は期間延長前と同一
 - ✓ なお、PTAとPTEは重畳して請求可能であり、先にPTAの判断をする。

専利法実施細則の経過措置

原則：遡及効なし

出願日が2024年1月20日以降（当日を含む）である専利出願及びそれに基づく専利権について改正後の専利法実施細則が適用



例外：遡及効あり

経過措置に明文規定がある場合に限る

内容	経過措置
電子出願における送達推定期間の適用除外	2024年1月20日以降、出願日にかかわらず、電子出願についてはインポート日が送達日とみなされ、15日間のグレースペリオドは適用されなくなる。
信義則違反による拒絶・無効理由	2024年1月20日以降、出願日にかかわらず、信義則違反を拒絶理由、無効理由として審査される。
復審における職権探知主義	2024年1月20日以降、出願日にかかわらず、復審において拒絶査定に示されていない他の拒絶理由について審査することができる。

専利法実施細則の経過措置



内容	経過措置
在外者が代理人を介さずに行える手続	2024年1月20日以降、出願日にかかわらず、出願人が在外者であっても、優先権証明書 ¹ の提出及び費用の納付等については代理人を通じずにダイレクトに行うことができるようになる。
引用による補充	最初の出願日が2024年1月20日以降であれば、出願日から2か月以内に、「引用による補充」をすることができる。
優先権の回復・追加・補正	2024年1月20日以降、特許又は実用新案の出願について、優先権期限の満了日から2か月以内であれば優先権の回復を行うことができる。また、特許又は実用新案出願において既に優先権の主張を行っている場合において、優先日から16か月または出願日から4か月以内であれば願書について優先権を追加または補正することができる（第3条）。ただし、PCT国内移行の出願にかかる優先権の回復は、国内移行日から2か月を満了する日が2024年1月20日以降である必要がある（第6条2項）。
分割手続の簡素化	分割出願の出願日が2024年1月20日以降であれば、親出願の副本及び親出願の優先権証明書 ² の副本の提出は不要となる。

実施細則改正を理解する上での注意点



実施細則の改正点のみで理解するのは危険！必ず**審査指南**と**実務運用**を確認すること

落とし穴の具体例：

- 前置審査（第4部分第2章3.1）
廃止される趣旨ではなく、原審査部門ではなく専門的な部門で審査される可能性がある
- 要約書の文字数制限（第1部分第1章4.5.1）
依然として**300文字以内**に収める必要がある
- 優先権回復の時期的要件（第1部分第1章6.2.6.2）
満了日から2か月以内だけでなく、**出願公開の準備完了前**に請求しなければならず、早期公開の請求をしている際は要注意
- 新規性喪失例外の証明書書類（第1部分第1章6.3.3）
依然として**国務院主管部門または会議を開催した全国的学術団体による証明書**が必要
- 専利権評価報告書の請求主体（第5部分第10章2.3）
「被疑侵害者」は**競合関係だけでは足りず**、請求時に受理書、警告状、苦情通知書などの**証明書類**を提出する必要がある
- 無効審判の職権探知主義（第4部分第3章4.1）
復審だけでなく、**無効審判も**必要時は職権により無効理由が審査される場合がある

2.日中比較の観点から見た中国専利実務の留意点

概況



	中国	日本
法体系	専利法（実用新案、意匠を含む）	特許法
	専利法実施細則（行政法規）	特許法施行令（政令）
	（部門規章）	特許法施行規則（省令）
	専利審査指南（部門規章）	審査基準
	司法解釈、最高人民法院指導判例	判例
審査部門	専利局+7つの審査協力センター	特許庁審査第1-4部
審判部門	専利局復審及び無効審理部	特許庁審判部
審決取消訴訟第一審	北京知的財産法院	知的財産高等裁判所
審決取消訴訟第二審	最高人民法院（控訴審・事実審）	最高裁判所（上告審・法律審）
侵害訴訟第一審	北京知的財産法院（北京市） 上海知的財産法院（上海市） 広州知的財産法院（シンセン市以外の広東省範囲内） 海南自由貿易港知的財産法院（海南省） 26の中級人民法院の知財法廷（地域を跨いだ管轄） 上記以外の中級人民法院（地域内の管轄）	特許・実用新案： 東京地方裁判所（東日本） 大阪地方裁判所（西日本） 意匠／商標： 東京地方裁判所（東日本） 大阪地方裁判所（西日本） 各地方裁判所も選択可
侵害訴訟第二審	最高人民法院知財法廷（特許） 原審の1級上の人民法院（実用新案、意匠、商標）	知的財産高等裁判所

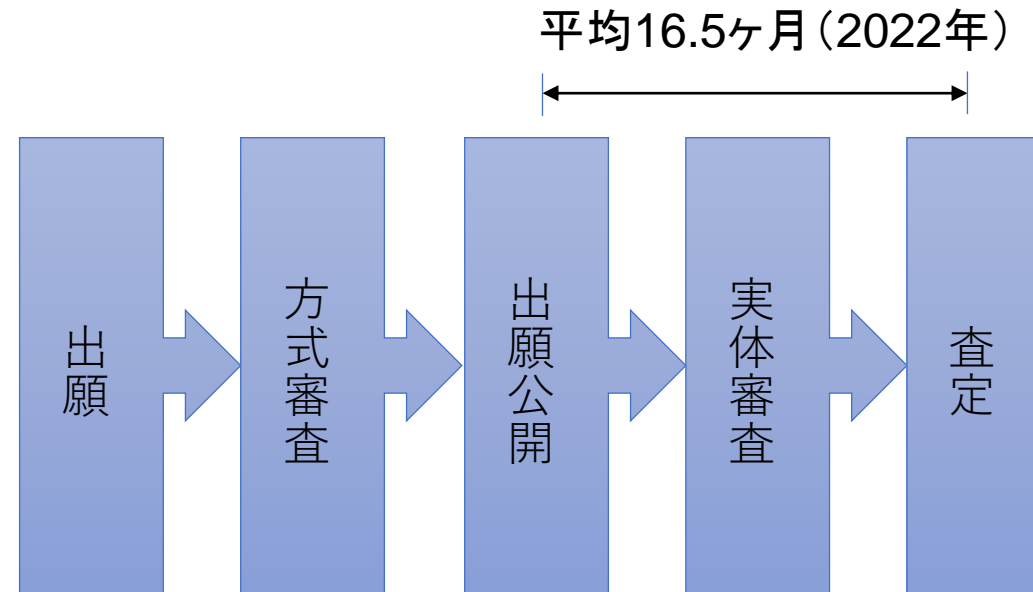
特許権の効力



中国	日本
<p>発明または実用新案に専利権が付された後、本法に別途の定めがある場合を除き、いかなる組織または個人も、専利権者の許可を得ずに、専利を実施してはならない。すなわち業として、専利製品の製造、販売の申出、販売、使用、輸入、特許方法の使用並びに当該専利方法により直接得られた製品を製造、販売の申出、販売、輸入してはならない。</p> <p>意匠に専利権が付された後、いかなる組織または個人も、専利権者の許可を得ずに、専利を実施してはならない、すなわち意匠製品の製造、販売の申出、販売、輸入をしてはならない。（専利法第11条）</p>	<p>特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。（特許法68条本文）</p> <p>この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">一 物の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為（特許法2条2項）

中国では少なくとも**意匠の使用行為**は実施に含まれないことに注意！

審査の流れ



- 日本と同様、先願主義且つ審査請求制度あり。
- 優先権の主張を伴う出願の場合は、優先日から18ヶ月に公開される。
- 出願と同時に審査請求を行った場合であっても、**実体審査は必ず出願公開と同時又は後に開始**される。そのため、早期公開の請求を行うことにより、実体審査を早く開始させることができる。
- 実体審査で拒絶理由を発見した場合は、少なくとも一回の拒絶理由通知が来る。従来は補正や反論をすれば通常はOAが少なくとも2回来ていたが、最近はOAの回数を減らす傾向がある。

審査請求



	中国	日本
請求期限	優先日 から3年 分割出願の場合は、請求期限が分割時にすでに経過している場合又は分割日から2か月を満たない場合は、分割日から2か月または受理通知を受け取った日から15日以内に請求可能	出願日 から3年 分割出願の場合は、上記期限経過後であっても分割した日から30日以内は請求可能
請求人	請求（ 出願人のみ ）又は 職権 による	請求（何人も可） による
費用	2,500円 追加手数料： 請求項は第11項から一項につき150円 明細書は第31頁から一頁につき50円	118,000 + (4,000 × 請求項の数) 円 補正により請求項の数が増加した場合は、増加額を納付しなければならない。

新規性



中国	日本
<p>1. 従来技術に属さず、 2. いかなる個人または単位も同一の発明または実用新案について出願日前に専利局に出願を提出し且つ出願日以降（出願日を含む）に公開された特許出願書類または公告の特許文献に記載されていないことをいう</p> <ul style="list-style-type: none">従来技術：出願日前に国内外において公衆に知られた技術を言う第三回法改正により、2009年10月1日以降の出願においては、外国における公然実施についても新規性の判断は世界的な基準となった <p>※拡大先願は出願人同一、発明者同一の場合においても適用される（自己衝突）</p>	<p>産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明 <p>※本願の出願時より前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮してなされる。外国で公知になった場合には、日本時間に換算した時刻で比較してその判断がなされる。（推定規定あり）</p>

新規性喪失の例外



	中国	日本
期間	6か月 ※優先権主張の場合は、優先日を基準とする	1年 ※パリ優先権主張の場合は日本での出願日を基準とする
条件	<ol style="list-style-type: none">1. 国に緊急状態または非常事態が発生したときに、公共の利益を目的として初めて公開する場合2. 中国の政府が主催または承認する国際展覧会において初めて展示された場合3. 規定された学術会議又は技術会議において初めて発表された場合4. 他人が出願人の同意を得ることなくその内容を開示した場合	<ol style="list-style-type: none">1. 特許を受ける権利を有する者の意に反する場合2. 特許を受ける権利を有する者の行為に起因する場合
特徴	条件が限られており、そもそも利用できる機会は少ない。 特に日本で喪失の例外が認められたとしても、中国で認められないリスクがあることに注意が必要。	条件は緩いが、パリ優先権主張の場合は日本での出願日を基準とするため、外国出願人が利用する実益は少ない。

進歩性



	中国	日本
要件	特許：際立った実質的特徴と顕著な進歩を有する 実用新案：実質的な特徴と進歩を有する	特許：当業者が先行技術に基づき容易に想到できるものではない 実用新案：当業者が先行技術からきわめて容易に想到できるものではない
判断方法	<ol style="list-style-type: none">1. 最も近い従来技術を確定する2. 発明の区別的特徴と発明が実際に解決する技術的課題を確定する3. 保護を求める発明が当業者にとって自明であるか否かを判断する	<ol style="list-style-type: none">1. 請求項に係る発明及び引用発明(一又は複数)を認定した後、論理づけに最も適した一の引用発明を選択する2. 請求項に係る発明と引用発明を対比し、請求項に係る発明の発明特定事項と引用発明を特定するための事項との一致点・相違点を明らかにする3. この引用発明や他の引用発明(周知・慣用技術も含む)の内容及び技術常識から、請求項に係る発明に対して進歩性の存在を否定し得る論理の構築を試みる。
特徴	個々の技術的特徴を細かく対比するため、争点が特定しやすいメリットがあるが、判断が機械的になりやすい。特に課題の特定が「後知恵」になりやすく、且つ小さな相違点は技術常識で片付けられる場合がある。	俯瞰的な観点から論理の構築をしている印象であり、小さな相違点でも反論が成立することがある。ただし、理由がざっくりしすぎているものが散見される。

明細書等の補正（自発補正）



	中国	日本
通常出願	<p>特許：</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査請求時 実体審査段階移行通知書の受領日から3か月以内 <p>実用新案：</p> <ul style="list-style-type: none"> 出願日から2か月以内 	<p>特許：</p> <ul style="list-style-type: none"> 出願から最初の拒絶理由通知を受ける前まで <p>実用新案：</p> <ul style="list-style-type: none"> 出願日から1か月間
国際出願	<p>特許：上記に加え、中国への国内移行手続と同時</p> <p>実用新案：国内移行日から2か月以内</p>	<p>特許：翻訳文及び国内書面を提出し、手数料の納付が完了し、且つ国内処理基準時を経過した後から最初の拒絶理由通知を受ける前まで</p> <p>実用新案：翻訳文及び国内書面を提出し、且つ国内手数料及び第1年から第3年分の登録料を納付した後から1か月間</p>
拒絶理由通知に対する応答	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規事項の追加は許されないが、請求項の追加や構成要件の削除などは可能 ✓ 応答しないとみなし取り下げとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規事項の追加は許されないが、請求項の追加や構成要件の削除などは可能 ✓ 応答しないと拒絶査定になる。

明細書等の補正（指令書対応）



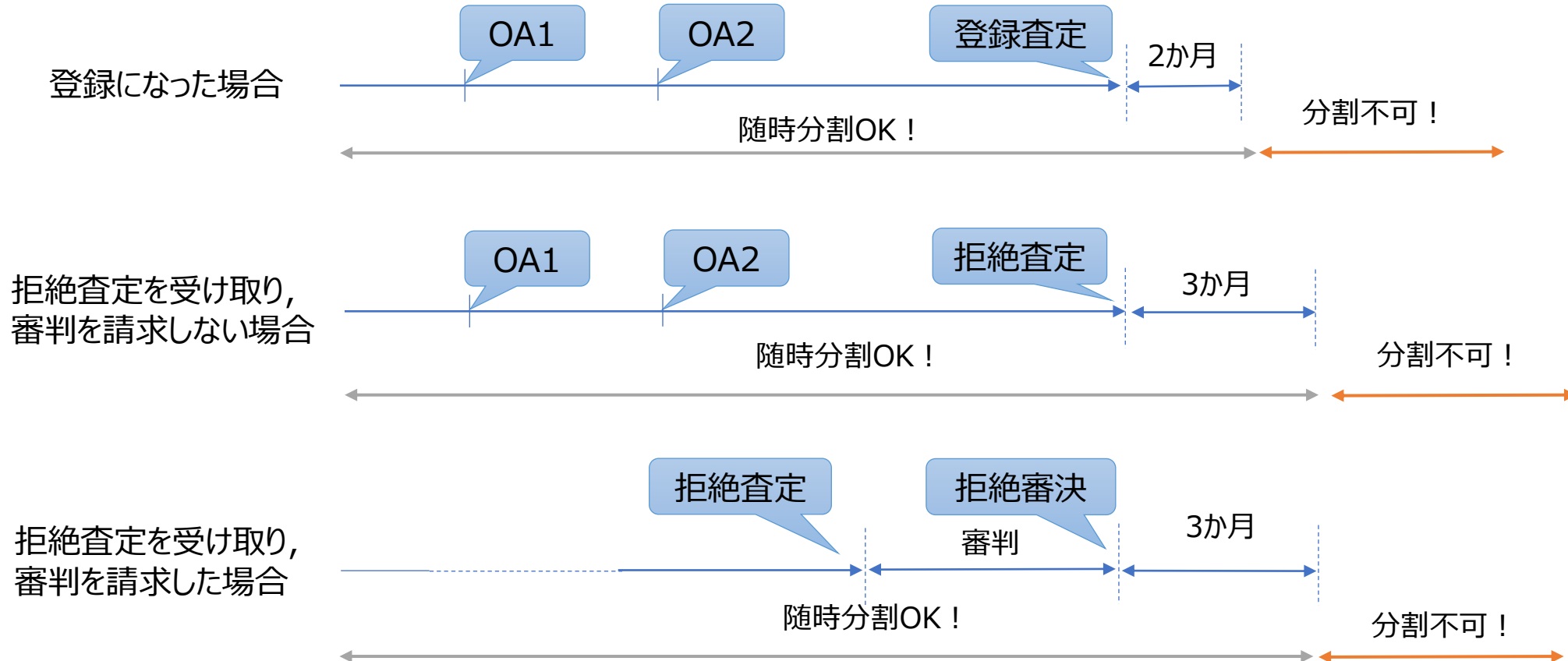
	中国	日本
補正要件	<p>新規事項の追加は拒絶理由、無効理由に該当</p> <p>請求項の追加（請求項の分解等を除く）NG 技術的特徴の削除による範囲の拡大NG 上位概念化NG 中間一般化NG シフト補正NG 指摘された拒絶理由以外に関する補正NG</p> <p>ただし、NGの趣旨は審査官の負担を減らすためである故、審査官が同意すれば、補正ができる場合がある。</p>	<p>最初の拒絶理由通知： 新規事項の追加は拒絶理由・無効理由に該当 シフト補正は拒絶理由に該当 請求項の追加OK 特定事項の削除による範囲の拡大OK</p> <p>最後の拒絶理由通知： 新規事項の追加のNG シフト補正NG 目的外補正NG</p>
応答期間満了後の軽微な瑕疵	<p>審査官から電話がかかってきて、数日以内に補正書の提出を求められることがある。この場合、応答期間満了後であっても、審査官の要求に応じて補正書を提出することができる。</p>	<p>再度審査官より通知書を発行し、それに応答する形で補正しなければならない。</p>

分割出願



	中国	日本
分割時期	<ul style="list-style-type: none">✓ 出願係属中の出願については、特許査定後の登録 手続期間満了前であればいつでも分割可能✓ 復審を申し立てるか否かに問わず、拒絶査定を受け 取った日から3か月間は分割可✓ 提訴するか否かに問わず、出訴期間の3か月及び訴 訟係属中は分割可	<ol style="list-style-type: none">1. 明細書、特許請求の範囲又は図面について補正を することができる時又は期間内にするとき2. 特許査定（拒絶査定不服審判の差戻後の査定及 び前置審査における特許査定を除く）の謄本の送 達があつた日から30日以内にするとき3. 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた 日から3か月以内にするとき
再分割	再分割する場合であっても、審査官に指摘された単一 性の問題を克服するために行う分割を除き、 分割時期 は親出願により判断される。	子出願の分割時期が上記の要求を満たすことができれば、 孫出願を再分割可能

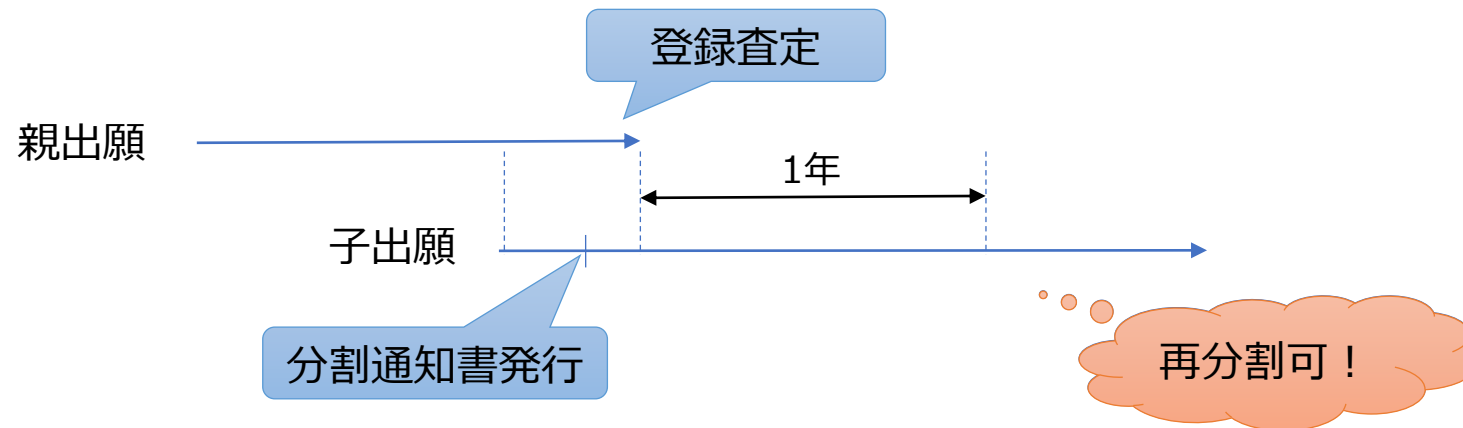
分割出願



結論：親出願がペンディングの状態であれば分割可能！

分割出願

子出願を更に孫出願に分割するときは、**単一性違反を指摘された場合を除き**、時期的な制限は**最上位の親出願**の分割時期を基準とする。



子出願に単一性違反が指摘されたときは、指令書の副本を提出することにより更にさらに分割することができるが、このとき**再分割の時期的制限は単一性欠如の問題のある出願（即ち子出願）の分割時期を基準とする。**

審査遅延に基づく存続期間の延長（PTA）



	中国	日本
要件	特許権が出願日から 4年 且つ審査請求から3年を経過した後に付与された場合	特許の設定登録が出願日から 5年 を経過した日又は審査請求から3年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたとき
出願日の解釈	分割出願の場合は、分割出願の提出日 PCT国内移行の場合は、国内移行日	分割出願の場合、実体的要件が満たされていれば、原出願の日 PCT国内移行の場合は、国際出願日
審査請求日の解釈	審査請求を行い且つ費用の納付が完了した時点を示す。ただし、 審査請求日が出願公開日より前の場合は、公開日から起算。	実際の審査請求日

マルチマルチクレーム



	中国	日本
位置付け	記載要件ではあるが、拒絶理由ではない	委任省令要件の拒絶理由に該当する
独立クレーム介在型	マルチ・マルチクレームには該当せず	マルチ・マルチクレームに該当し、許されない。
単項引用クレーム介在型	実務上マルチ・マルチクレームとして取り扱っていない	マルチ・マルチクレームに該当し、許されない。
特徴	従来はマルチマルチクレームのみの指摘でOAが来るケースがあったが、近年は審査期間短縮のため、審査のうえで指摘する場合がある。また、看過される場合も散見される。	マルチマルチクレーム及びこれを引用する請求項については、マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない。
チェック支援	提供せず	チェッカーソフトを提供

マルチマルチクレームの種類



独立クレーム介在型：

1. ステップA、ステップB、ステップCを含む方法。
2. ステップDをさらに含む請求項1に記載の方法。
3. ステップEをさらに含む請求項1又は2に記載の方法。
4. 請求項1～3のいずれか1項に記載の方法を実行するためのソフトウェアを格納する記憶媒体。

単項引用クレーム介在型：

1. Aを含む組成物。
2. Bをさらに含む請求項1に記載の組成物。
3. Cをさらに含む請求項1又は2に記載の組成物。
4. Cがc 1である請求項3に記載の組成物。
5. Cがc 2である請求項3に記載の組成物。
6. Dをさらに含む請求項4又は5に記載の組成物。

遅延審査と秘密意匠



	中国	日本
審査を遅らせる手続	<p>特許：審査請求時に請求し、1年、2年又は3年から選択して請求可能</p> <p>実用新案：出願時に請求し、1年間請求可能</p> <p>意匠：出願時に請求し、月単位で36ヶ月まで請求可能</p> <p>遅延請求は取下げ不可⇒遅延請求は取下げ可能</p>	<p>2024年4月1日以降に審査請求された出願については、一部の分割出願のうち出願人又は代理人から申請がされた案件について、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始。</p> <p>意匠出願については、秘密意匠制度により、意匠の公開時期を調整することは可能。</p>
特徴・注意点	<ul style="list-style-type: none">遅延期間の延長、短縮はできない延長しても自発補正期間は従来と変わらず、補正の機会が確保できない	<ul style="list-style-type: none">利用場面が限られている（特定のタイミングでの特許出願、意匠出願）秘密意匠は3年まで請求可能であり、期間の延長短縮が可能

専利権評価報告書



	中国	日本
対象	実用新案、意匠	実用新案
請求主体	権利者、ライセンシー、被疑侵害者	何人も
請求単位	一括請求	請求項ごと可
請求時期	登録後（出願人の場合は登録料納付時可）	出願時もOK
請求回数	発行後は再請求不可（何人も閲覧、複製が可能）	何回でも
警告義務	訴訟の相手方に事前に評価書を提示して警告する義務はない。 ※ただし、訴訟、行政摘発、税関登録、ECサイトのテイクダウンの際に提出を求められる。	技術評価書を提示して警告しなければ権利行使することができない。
賠償責任	権利が無効になったことをもって直ちに逆賠償の責任は生じない。 訴訟の場合、仮に評価書を提出せず、又は消極的な結果の評価書を提出したとしても、無効審判を請求された際に審理が中止になる可能性が高くなるだけであり、提訴自体は可能。	権利行使した後に権利が無効になった場合は、逆賠償の責任を負う。 技術評価書に積極的な結論が出ていたとしても、権利者は高度な調査義務を有する。

審判

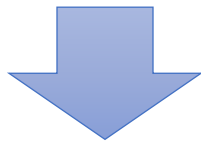


	中国	日本
拒絶査定不服審判	○	○
登録異議申立	×（無効審判で解決）	○
無効審判	○（何人も請求可）	○（利害関係人に限る）
延長登録無効審判	※一定条件下で行政不服申立が可能	○
訂正審判	×	○
無効審判における訂正	△（極めて厳格）	○

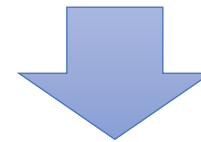
拒絶査定不服審判



中国	日本
拒絶査定を受け取った日から3カ月以内	拒絶査定 of 謄本送達日から3カ月（在外者4カ月）以内
<ul style="list-style-type: none">✓すべての案件が前置審査に付される。✓必ず少なくとも一回の応答機会がある。✓拒絶査定を取り消す場合は審査部に差戻される。	<ul style="list-style-type: none">✓審判の請求と同時に明細書等の補正があったときにのみ、前置審査に付される。✓応答機会なく拒絶審決する場合がある。✓拒絶理由が解消された場合は、通常直接特許審決する。



北京知財法院に提訴



知財高裁に提訴

その他の相違点



	中国	日本
出願言語	中国語のみ	任意の言語による外国語書面出願が可能
委任状の要否	委任状又は包括委任状が必須	出願手続、出願人の名称及び住所の変更、料金の支払等は不要。 ※ただし、特許出願の変更、放棄、取下げ、出願人名義変更、中途受任、審判などは必要
出願人が一致しない場合	優先権の譲渡証が必要	原則譲渡証の提出は不要
単一性欠如時の審査対象	出願人より選択	番号が最も小さいクレームセット
電子出願の送達日	システムにインポートした日	申請人のインターネット出願ソフトで受信した日 ※ただし、10開庁日以内に受信しなかった場合は、後日書面により郵送。 ※2024年4月1日より、出願人等が受取可能な状態になってから10日以内に受け取らない場合、到達したものとみなされる
在外者に対する期間優遇	特許庁での手続はなし 訴訟手続についてはあり	あり

知の空は、もっと高い。

NGB

ご質問は以下のアドレスまでご連絡ください
zhang@ngb.co.jp